其の空間は法定空間より少くとも三割を減じ[illegible]

(二) 労働時間　労務時間は船舶の大小、労務の種類、[illegible]中、確証中、[illegible]不規則且つ複雑なる[illegible]し難いが八乃至十四時間勤務である。労働時間[illegible]も問題となるは船夫である。普通は隔日十四時間[illegible]となる。而して七乃至八時間の睡眠時間[illegible]一分するが如き船夫、水夫、火夫、油差等の睡眠時間は[illegible]

(三) 給料　実収入は陸上労働者に比して[illegible]しかし此処に考慮すべき事は[illegible]

[illegible]二重世帯[illegible]

[illegible]は船員特有なれども、[illegible]陸上労働者[illegible]

[illegible]以上勝れ陸上労働者[illegible]

事は出来ぬ。現今水夫七[illegible]

(一二〇円)船夫油差、雑庫番(一二〇円—一五〇円)水夫(一五〇円—

一八〇円)炊夫給仕(一〇〇円—一七〇円)

(四) 食料、食物は慣ぬ質量規定でなく、費額[illegible]

する規定である。陸に比べ甚しく品質を下降せしむる

傾向が多く普通船員の不平の主因となる。

ある。一例として船主同盟会の規定を挙げれば一等

三〇円、二等二七円、三等二〇円で航行区域により二割

乃至一〇割の増加をする事になる。

三、就職紹介　次に船員調査中注意すべき項は職業

紹介の問題である。船員はボーディング(Boarding)の意か

[illegible]船員の吹聴の集[illegible]である。

特に注意すべき点を挙げれば

一、海員の就職紹介は国営事業中特異のものなる事